

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年4月16日
【計算期間】	第6期（自 平成23年7月21日 至 平成24年1月20日）
【ファンド名】	中国インフラ・内需関連株式オープン
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 俊之
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	田中 利幸
【連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【電話番号】	03-3516-1432
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、中華人民共和国（以下、「中国」といいます。）の取引所上場の株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／海外／株式」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
--------	------	--------	-------

株式	年1回	グローバル	
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株			
	年4回	北米	
債券			あり
一般	年6回	欧州	()
公債	(隔月)		
社債		アジア	
その他債券	年12回		
クレジット属性	(毎月)	オセアニア	
()			
不動産投信	日々	中南米	なし
	その他	アフリカ	
その他資産	()		
()		中近東	
		(中東)	
資産複合			
()		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

[商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3) 不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、「属性区分表の定義」で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

(1) 株式

- ①一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ②公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ④その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
 - (4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

(1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

(6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

(1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

(1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

〈ファンドの特色〉

- 中国の取引所上場の株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- 中国の経済発展に欠かせないインフラ整備や内需拡大に寄与する企業に焦点を当て、インフラ関連企業および内需関連企業の株式を中心に投資します。

◎中国のインフラ関連企業・内需関連企業の株式に投資します。

インフラ関連企業

道路、鉄道、空港、上下水道、ガス、電気、通信など人々の生活や経済活動にとって必要不可欠な社会資本事業に関連する企業。



内需関連企業

国内で物やサービスの提供を行うなど事業基盤が国内にある陸運、建設、不動産、小売、銀行、保険などの企業。



- 香港レッドチップ、香港H株、その他香港株式、上海及び深センB株を投資対象とします。また、今後上海A株、深センA株にも投資を行うことがあります。なお、流動性を考慮しA株の値動きに連動する債券を組入れることがあります。中国籍企業が中国・香港以外の株式市場に株式等（DR（預託証券）※、カントリーファンドを含みます。）を上場している場合、投資を行うことがあります。

※DR（預託証券）とは、自国以外で株式発行会社の株式を流通させるために、その発行会社の株式を銀行などに預託し、その代替として自国以外で発行される証券をいいます。

- 原則として株式を高位に組入れる方針ですが、市況環境等によっては高位にならない場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

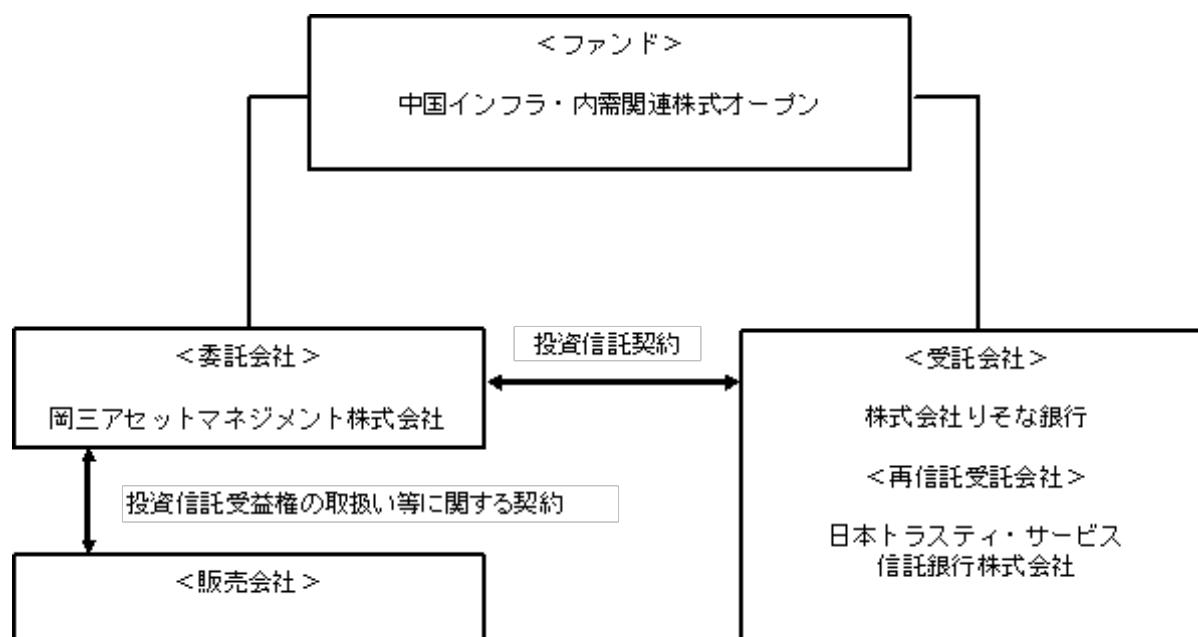
※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成21年1月30日 投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	株式会社りそな銀行 投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。

販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。
------	---

■ 委託会社の概況（平成24年2月末日現在）

◆ 資本金

10億円

◆ 委託会社の沿革

昭和39年10月 6 日	「日本投信委託株式会社」設立
昭和62年 6 月27日	第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
平成 2 年 6 月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
平成20年 4 月 1 日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	163,800株	19.85%
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	41,149株	4.99%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

中華人民共和国の取引所上場株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ. 中華人民共和国（以下、「中国」といいます。）の取引所上場の株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

ロ. 中国の経済発展に欠かせないインフラ整備や内需拡大に寄与する企業に焦点を当て、インフラ関連企業および内需関連企業の株式を中心に投資します。

ハ. 香港レッドチップ、香港H株、その他香港株式、上海及び深センB株を投資対象とします。また、今後上海A株、深センA株にも投資を行うことがあります。なお、流動性を考慮しA株の

値動きに連動する債券を組入れることがあります。中国籍企業が中国・香港以外の株式市場に株式等（DR、カントリーファンドを含みます。）を上場している場合、投資を行うことがあります。

ニ、原則として株式を高位に組入れる方針ですが、市況環境等によっては高位にならない場合があります。

ホ、外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ヘ、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ、有価証券

ロ、デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等、スワップ取引、金利先渡し取引、為替先渡し取引に限ります。）

ハ、金銭債権

ニ、約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

イ、為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

イ、株券または新株引受権証書

ロ、国債証券

ハ、地方債証券

ニ、特別の法律により法人の発行する債券

ホ、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ヘ、資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

ト、特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

チ、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

リ、資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

ヌ、コマーシャル・ペーパー

ル、新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）お

よび新株予約権証券

- ヲ. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ. からル. までの証券または証書の性質を有するもの
- ワ. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
- カ. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- コ. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- タ. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- レ. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- ソ. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ツ. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ネ. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- ナ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ラ. 外国の者に対する権利でナ. の有価証券の性質を有するもの

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ. 預金

- ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ. コール・ローン

ニ. 手形割引市場において売買される手形

ホ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

ヘ. 外国の者に対する権利でホ. の権利の性質を有するもの

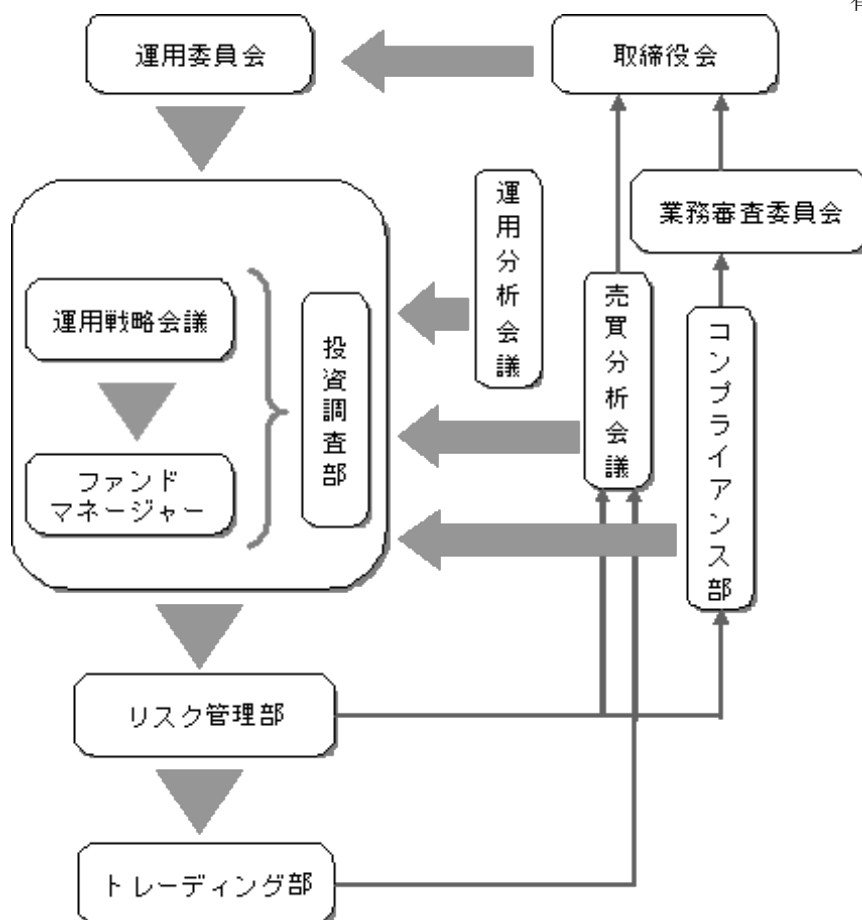
c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
運用戦略会議 (月1回開催)	ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。
運用担当部署	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。
売買分析会議 (月1回開催)	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

コンプライアンス部 (5名程度)	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに検証に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 (6名程度)	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 (7名程度)	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

■ 社内規程

ファンドの運用に関する社内規程は、以下の通りです。

- ・運用実施に関する内規
- ・組入株式の銘柄選定基準に関する内規
- ・デリバティブ取引に関する内規
- ・短期金融商品への投資に関する内規

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

※ 運用体制等につきましては、平成24年2月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

- 年2回、1月20日および7月20日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。

c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

d 収益分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

- 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。

- ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ◆ 分配方針に基づいて収益分配を行う予定ですが、分配金の支払いを保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

■ 投資する株式等の範囲

- a 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b 上記aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

■ 信用取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b 上記aの信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ. 株式分割により取得する株券
 - ハ. 有償増資により取得する株券
 - ニ. 売出しにより取得する株券
 - ホ. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - ヘ. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記ホ.を除きます。）の行使により取得可能な株券

■ 先物取引等の指図および目的

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとしします。（以下同じ。）
- b 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および外国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびにオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

■ スワップ取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算

出した価額で評価するものとします。

- f 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

■ 外国為替予約取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b 上記aの予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c 上記bの限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

■ 有価証券の貸付の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b 上記aに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

■ 「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限

- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、中国の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

<投資リスク>

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済情勢等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。また、投資したリンク債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資したリンク債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式やリンク債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。

投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さくまたは取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・ 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。

<投資リスクに対する管理体制>

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

- ① 運用の指図に関する帳票の確認
- ② 検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認
- ③ その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性につ

いて確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

- ◆ 償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.20%が信託財産留保額として控除されます。

(3)【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の178.5（税抜170）の率を乗じて得た額とします。

■ 信託報酬の配分

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

信託報酬の総額	年10,000分の 178.5（税抜 170）
内 委託会社	年10,000分の 96.6（税抜 92）
内 販売会社	年10,000分の 73.5（税抜 70）
内 受託会社	年10,000分の 8.4（税抜 8）

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ・ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ・ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の1.26（税抜1.20）の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
- ・ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ・ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、外国の株式の配当金等は、現地において、課税される場合があります。

※ 上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%、地方税3%）
平成25年1月1日以降 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日以降 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

※ 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースでファンドを買付けた場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

■ その他

- ・ 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。税務署等でご確認いただくことをおすすめいたします。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

※ 上記の内容は平成24年2月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更

なることがあります。

5【運用状況】

平成24年2月29日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	中国	118,533,584	45.75
	香港	60,284,640	23.27
	ケイマン	53,918,800	20.81
	バミューダ	10,999,248	4.25
	小計	243,736,272	94.07
社債券	イギリス	8,761,848	3.38
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		6,608,485	2.55
合計（純資産総額）		259,106,605	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

組入銘柄は、上位30銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
香港	株式	LENOVO GROUP LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	250,000	65.83	16,458,000	71.13	17,784,000	—	—	6.86
中国	株式	INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA-H	銀行	270,000	56.47	15,247,440	58.96	15,921,360	—	—	6.14
中国	株式	CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD	エネルギー	34,000	363.48	12,358,320	371.28	12,623,520	—	—	4.87
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	180,000	63.66	11,459,591	67.60	12,168,000	—	—	4.70
香港	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	14,000	792.48	11,094,720	852.80	11,939,200	—	—	4.61
香港	株式	CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	公益事業	600,000	21.00	12,604,800	19.76	11,856,000	—	—	4.58
中国	株式	CITIC SECURITIES CO LTD-H	各種金融	60,000	156.00	9,360,000	178.88	10,732,800	—	—	4.14
中国	株式	CSR CORP LTD-H	資本財	170,000	56.60	9,622,314	62.19	10,572,640	—	—	4.08
ケイマン	株式	SANDS CHINA LTD	消費者サービス	32,000	258.96	8,286,720	297.44	9,518,080	—	—	3.67
中国	株式	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	素材	250,000	35.36	8,840,000	38.06	9,516,000	—	—	3.67
中国	株式	SHANGHAI ELECTRIC GROUP CO LTD-H	資本財	200,000	43.47	8,694,400	44.40	8,881,600	—	—	3.43

イギリス	社債券	UBS AG LDN BRC 002024	—	75,000	11,020.88	8,265,666	11,682.46	8,761,848	0.0	2012年3月15日	3.38
ケイマン	株式	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	小売	65,000	128.96	8,382,400	134.16	8,720,400	—	—	3.37
中国	株式	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	素材	30,000	274.04	8,221,200	286.52	8,595,600	—	—	3.32
ケイマン	株式	TCL COMMUNICATION TECHNOLOGY HOLDINGS	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	180,000	36.61	6,591,551	45.34	8,161,920	—	—	3.15
ケイマン	株式	HENGAN INTL GROUP CO LTD	家庭用品・パーソナル用品	11,000	742.04	8,162,440	724.88	7,973,680	—	—	3.08
中国	株式	ZTE CORP-H	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	30,000	229.32	6,879,600	240.76	7,222,800	—	—	2.79
ケイマン	株式	SA SA INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	小売	120,000	55.12	6,614,400	48.46	5,815,680	—	—	2.24
中国	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	エネルギー	60,000	94.64	5,678,400	91.31	5,478,720	—	—	2.11
香港	株式	SUN HUNG KAI PROPERTIES LTD	不動産	4,000	1,238.02	4,952,088	1,252.16	5,008,640	—	—	1.93
ケイマン	株式	DAPHNE INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	耐久消費財・アパレル	50,000	97.34	4,867,200	99.63	4,981,600	—	—	1.92
ケイマン	株式	SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	耐久消費財・アパレル	180,000	23.78	4,281,687	26.72	4,811,040	—	—	1.86
中国	株式	CHINA EASTERN AIRLINES CORPORATION LTD-H	運輸	150,000	29.53	4,430,400	30.57	4,586,400	—	—	1.77
バミューダ	株式	DIGITAL CHINA HOLDINGS LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	28,000	142.05	3,977,424	161.61	4,525,248	—	—	1.75
中国	株式	DONGFENG MOTOR GROUP CO LTD-H	自動車・自動車部品	28,000	148.92	4,169,984	157.24	4,402,944	—	—	1.70
香港	株式	CHINA UNICOM HONG KONG LTD	電気通信サービス	30,000	150.80	4,524,000	145.18	4,355,520	—	—	1.68
中国	株式	CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP-H	電気通信サービス	100,000	34.94	3,494,400	41.39	4,139,200	—	—	1.60
ケイマン	株式	WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	食品・飲料・タバコ	50,000	80.60	4,030,000	78.72	3,936,400	—	—	1.52
中国	株式	SICHUAN EXPRESSWAY COMPANY LIMITED-H	運輸	100,000	32.03	3,203,200	36.92	3,692,000	—	—	1.42
バミューダ	株式	COSCO PACIFIC LIMITED	運輸	30,000	111.90	3,357,120	122.92	3,687,840	—	—	1.42

※種類が「社債券」となっている場合は、A株の値動きに概ね連動するA株リンク債券です。

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	14.55
		銀行	10.84
		資本財	8.68
		素材	8.33
		電気通信サービス	7.89
		エネルギー	6.99
		運輸	5.71

		小売	5.61
		公益事業	4.58
		各種金融	4.14
		耐久消費財・アパレル	3.78
		消費者サービス	3.67
		家庭用品・パーソナル用品	3.08
		自動車・自動車部品	2.77
		不動産	1.93
		食品・飲料・タバコ	1.52
社債券	外国	—	3.38
合計			97.45

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額	基準価額 (1口当たり)
	円	円
第1期計算期間末 (平成21年 7月21日)	1,461,802,275 (分配付) 1,421,458,675 (分配落)	1.4494 (分配付) 1.4094 (分配落)
第2期計算期間末 (平成22年 1月20日)	658,110,949 (分配付) 616,585,949 (分配落)	1.5849 (分配付) 1.4849 (分配落)
第3期計算期間末 (平成22年 7月20日)	534,974,043 (分配付) 513,878,356 (分配落)	1.2680 (分配付) 1.2180 (分配落)
第4期計算期間末 (平成23年 1月20日)	482,020,496 (分配付) 463,425,523 (分配落)	1.2961 (分配付) 1.2461 (分配落)
第5期計算期間末 (平成23年 7月20日)	415,624,155 (分配付) 397,941,951 (分配落)	1.1753 (分配付) 1.1253 (分配落)
第6期計算期間末 (平成24年 1月20日)	284,157,161 (分配付) 284,157,161 (分配落)	0.8807 (分配付) 0.8807 (分配落)
平成23年 2月末日	410,490,046	1.1450
3月末日	451,946,565	1.2451
4月末日	456,813,803	1.2656
5月末日	422,385,635	1.1994

6月末日	419,359,923	1.1776
7月末日	397,439,292	1.1275
8月末日	337,360,668	0.9521
9月末日	305,948,748	0.8370
10月末日	271,370,231	0.9034
11月末日	258,660,384	0.8719
12月末日	261,241,627	0.8533
平成24年 1月末日	275,523,267	0.8587
2月末日	259,106,605	0.9636

②【分配の推移】

期間		分配金 (1口当たり)
第1期計算期間	自平成21年 1月30日至平成21年 7月21日	0.0400円
第2期計算期間	自平成21年 7月22日至平成22年 1月20日	0.1000円
第3期計算期間	自平成22年 1月21日至平成22年 7月20日	0.0500円
第4期計算期間	自平成22年 7月21日至平成23年 1月20日	0.0500円
第5期計算期間	自平成23年 1月21日至平成23年 7月20日	0.0500円
第6期計算期間	自平成23年 7月21日至平成24年 1月20日	0円

③【収益率の推移】

期間		収益率 (%)
第1期計算期間	自平成21年 1月30日至平成21年 7月21日	44.9
第2期計算期間	自平成21年 7月22日至平成22年 1月20日	12.5
第3期計算期間	自平成22年 1月21日至平成22年 7月20日	△14.6
第4期計算期間	自平成22年 7月21日至平成23年 1月20日	6.4
第5期計算期間	自平成23年 1月21日至平成23年 7月20日	△5.7
第6期計算期間	自平成23年 7月21日至平成24年 1月20日	△21.7

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

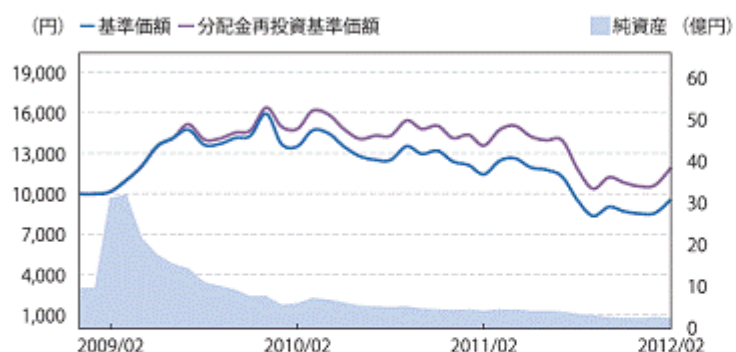
期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1期計算期間	5,011,070,000	4,002,480,000
第2期計算期間	113,390,000	706,730,000
第3期計算期間	140,665,985	134,002,229
第4期計算期間	48,476,885	98,491,176
第5期計算期間	40,510,849	58,766,224
第6期計算期間	83,931,945	114,928,981

(参考情報)

運用実績

2012年2月29日現在

基準価額・純資産の推移(2009年1月30日～2012年2月29日)



※基準価額は信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

分配金の推移

2012年1月	0円
2011年7月	500円
2011年1月	500円
2010年7月	500円
2010年1月	1,000円
設定来累計	2,900円

※上記分配金は1万円あたり、税引前です。

主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
株式	94.07%
債券	3.38%
その他資産	2.55%
合計	100.00%

※債券にはA株リンク債券が含まれています。

業種別配分

業種	純資産比率
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	14.55%
銀行	10.84%
資本財	8.68%
素材	8.33%
電気通信サービス	7.89%

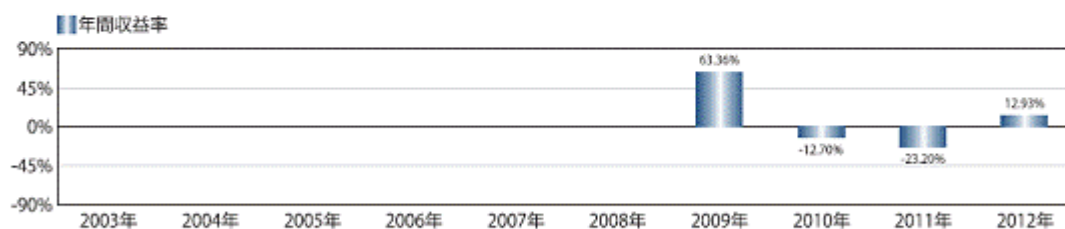
※組入上位5業種です。

組入上位銘柄

銘柄名	種類	業種	純資産比率
LENOVO GROUP LTD	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.86%
INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA-H	株式	銀行	6.14%
CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD	株式	エネルギー	4.87%
CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	株式	銀行	4.70%
CHINA MOBILE LTD	株式	電気通信サービス	4.61%
CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	株式	公益事業	4.58%
CITIC SECURITIES CO LTD-H	株式	各種金融	4.14%
CSR CORP LTD-H	株式	資本財	4.08%
SANDS CHINA LTD	株式	消費者サービス	3.67%
ZUJIN MINING GROUP CO LTD-H	株式	素材	3.67%

※種類が「社債券」となっている場合はA株の価額に概ね連動するA株リンク債券です。
 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。
 ※2009年はファンドの設定日から年末まで、2012年は2月末までの騰落率を示しています。
 ※年間収益率は、期間中の基準価額増減および分配金累計(税引前)の合計額を前年末の基準価額で除して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「取得・換金申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ 香港の取引所の休業日

◆ 「取得・換金申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、取得申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。
- ・ 「分配金受取りコース」の申込単位は、1万口以上1万口単位又は1万円以上1円単位、「分配金再投資コース」の申込単位は、1万円以上1円単位となります。なお、販売会社が別に定める申込単位がある場合は、当該申込単位とします。また、取扱いコース及び申込単位は、販売会社によって異なります。
詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを

買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

- ・ 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料を加算した額です。
- ・ 申込手数料は、申込金額に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額です。有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率に変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。

また、償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

- ・ 申込代金は、取得申込みを取扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。
詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 申込代金の払込期日については、「分配金受取りコース」を選択された場合は、取得申込日から起算して5営業日以内に、申込代金を販売会社でお支払い下さい。なお、販売会社が別に定める期日がある場合は当該期日までとします。「分配金再投資コース」を選択された場合は、取得申込日に、申込代金を販売会社でお支払い下さい。なお、販売会社が別に定める期日がある場合は当該期日までとします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「取得・換金申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ・ 香港の取引所の休業日

- ◆ 「取得・換金申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

■ 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として

取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、換金申込不可日を除きます。）の扱いとなります。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.20%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、換金申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ 株式の評価

中国の取引所上場株式は、原則として、中国の取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

■ A株リンク債券の評価

上海A株、深センA株の値動きに連動する債券は、原則として、取引した金融商品取引業者が提示する買取価額で評価します。

■ 株価指数先物取引の評価

株価指数先物取引は、原則として、取引所の発表する清算値段（清算価格）で評価します。

■ 外貨建資産の円換算、予約為替の評価

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、平成21年1月30日から平成31年1月18日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

(4) 【計算期間】

計算期間は、原則として、毎年1月21日から7月20日まで、7月21日から翌年1月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5) 【その他】

■ 投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e bからdまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってbからdまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社とその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b 委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■ 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年1月21日から7月20日まで、7月21日から翌年1月20日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4 【受益者の権利等】**■ ファンドの受益権**

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b 収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 上記bの規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。
- d 受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b 償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成23年7月21日から平成24年1月20日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

中国インフラ・内需関連株式オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 (平成23年 7 月20日現在)	第6期 (平成24年 1 月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	17,125,977	5,372,727
コール・ローン	68,225,926	29,838,663
株式	314,042,481	257,232,389
社債券	19,213,462	7,902,993
派生商品評価勘定	—	9,056
未収入金	—	2,917,059
未収配当金	934,547	—
未収利息	167	72
その他未収収益	—	8,866
流動資産合計	419,542,560	303,281,825
資産合計	419,542,560	303,281,825
負債の部		
流動負債		
未払金	—	15,981,801
未払収益分配金	17,682,204	—
未払解約金	28,080	468,208
未払受託者報酬	181,793	124,988
未払委託者報酬	3,681,318	2,530,981
その他未払費用	27,214	18,686
流動負債合計	21,600,609	19,124,664
負債合計	21,600,609	19,124,664
純資産の部		
元本等		
元本	*1 353,644,090	*1 322,647,054
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	44,297,861	△38,489,893
（分配準備積立金）	22,017,050	15,670,760
元本等合計	397,941,951	284,157,161
純資産合計	*3 397,941,951	*3 284,157,161
負債純資産合計	419,542,560	303,281,825

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期 自 平成23年 1 月21日 至 平成23年 7 月20日	第6期 自 平成23年 7 月21日 至 平成24年 1 月20日
営業収益		
受取配当金	11,404,060	1,052,078
受取利息	106,071	161,917
有価証券売買等損益	△18,569,443	△79,736,153
為替差損益	△13,942,491	△8,407,266
その他収益	9,547	8,866
営業収益合計	△20,992,256	△86,920,558
営業費用		
受託者報酬	181,793	124,988
委託者報酬	3,681,318	2,530,981
その他費用	596,814	669,448
営業費用合計	4,459,925	3,325,417
営業利益又は営業損失（△）	△25,452,181	△90,245,975
経常利益又は経常損失（△）	△25,452,181	△90,245,975
当期純利益又は当期純損失（△）	△25,452,181	△90,245,975
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,650,614	△27,814,414
期首剰余金又は期首欠損金（△）	91,526,058	44,297,861
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,477,502	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,477,502	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,221,928	20,356,193
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,221,928	12,139,756
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	8,216,437
分配金	*1 17,682,204	*1 —
期末剰余金又は期末欠損金（△）	44,297,861	△38,489,893

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第6期 自 平成23年 7月21日 至 平成24年 1月20日
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として、計算日の対顧客先物売買相場の仲値により計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

第5期 (平成23年 7月20日現在)	第6期 (平成24年 1月20日現在)
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 353,644,090口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 322,647,054口
	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 38,489,893円
*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.1253円 (10,000口当たりの純資産額 11,253円)	*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.8807円 (10,000口当たりの純資産額 8,807円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 自 平成23年 1月21日 至 平成23年 7月20日			第6期 自 平成23年 7月21日 至 平成24年 1月20日		
*1.分配金の計算過程			*1.分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	6,497,390円	費用控除後の配当等収益額	A	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	54,871,764円	収益調整金額	C	54,641,630円
分配準備積立金額	D	33,201,864円	分配準備積立金額	D	15,670,760円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	94,571,018円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	70,312,390円
当ファンドの期末残存受益権口数	F	353,644,090口	当ファンドの期末残存受益権口数	F	322,647,054口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,674円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,179円
10,000口当たり分配金額	H	500円	10,000口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,682,204円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	－円

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

期 別	第5期 自 平成23年 1月21日 至 平成23年 7月20日	第6期 自 平成23年 7月21日 至 平成24年 1月20日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同 左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、外国株式と外国公社債を売買目的で保有しており、株価変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク等を有しております。その他、保有する預金、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましても、信用リスク等を有しております。なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「（４）附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましても、信用リスク等を有しております。なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規程を制定しており、デリバティブ取引の執行は、運用担当者が運用部長及び担当役員の承認を得て行っております。	同 左
-------------------	--	-----

2. 金融商品の時価に関する事項

項 目	期 別	第5期 (平成23年 7月20日現在)	第6期 (平成24年 1月20日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同 左
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同 左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		—	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第5期 自 平成23年 1月21日 至 平成23年 7月20日	第6期 自 平成23年 7月21日 至 平成24年 1月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同 左

(重要な後発事象に関する注記)

第6期 自 平成23年 7月21日 至 平成24年 1月20日	
該当事項はありません。	

(その他の注記)

1. 元本の移動

第5期 (平成23年 7月20日現在)		第6期 (平成24年 1月20日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	371,899,465円	期首元本額	353,644,090円
期中追加設定元本額	40,510,849円	期中追加設定元本額	83,931,945円
期中一部解約元本額	58,766,224円	期中一部解約元本額	114,928,981円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第5期（自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日）

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	23,831,194
社債券	△3,964,484
合 計	19,866,710

第6期（自 平成23年7月21日 至 平成24年1月20日）

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	966,245
社債券	△3,737,433
合 計	△2,771,188

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

第5期（平成23年7月20日現在）

該当事項はありません。

第6期（平成24年1月20日現在）

(単位：円)

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建 香港ドル	13,055,685	—	13,064,741	9,056
合計		13,055,685	—	13,064,741	9,056

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

①計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

②計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

4.追加情報

第6期 自 平成23年 7月21日 至 平成24年 1月20日	
「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。	

(4) 【附属明細表】

1.有価証券明細表

①株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株式	香港ドル	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	60,000	9.10	546,000.00	
		CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD	68,000	34.95	2,376,600.00	
		ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	30,000	26.35	790,500.00	
		SHOUGANG FUSHAN RESOURCES GROUP LTD	100,000	2.91	291,000.00	
		ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	250,000	3.40	850,000.00	
		BEIJING ENTERPRISES HLDGS	6,000	43.95	263,700.00	
		SHANGHAI ELECTRIC GROUP CO LTD-H	300,000	4.18	1,254,000.00	
		CHINA EASTERN AIRLINES CORPORATION LTD-H	150,000	2.84	426,000.00	
		CHINA MERCHANTS HOLDINGS INTERNATIONAL	10,000	25.05	250,500.00	
		CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-H	50,000	4.00	200,000.00	
		COSCO PACIFIC LIMITED	30,000	10.76	322,800.00	
		SICHUAN EXPRESSWAY COMPANY LIMITED-H	100,000	3.08	308,000.00	
		BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	30,000	8.00	240,000.00	
		DONGFENG MOTOR GROUP CO LTD-H	28,000	14.32	400,960.00	
		DAPHNE INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	50,000	9.36	468,000.00	
		SANDS CHINA LTD	32,000	24.90	796,800.00	
		BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	85,000	12.40	1,054,000.00	
		SA SA INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	190,000	5.30	1,007,000.00	
		WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	50,000	7.75	387,500.00	
		HENGAN INTL GROUP CO LTD	27,000	71.35	1,926,450.00	
		SINO BIOPHARMACEUTICAL LIMITED	100,000	2.08	208,000.00	
		CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	150,000	6.08	912,000.00	
		INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA-H	270,000	5.43	1,466,100.00	
		CITIC SECURITIES CO LTD-H	60,000	15.00	900,000.00	
		COMBA TELECOM SYSTEMS HOLDINGS	60,000	5.53	331,800.00	
		DIGITAL CHINA HOLDINGS LTD	20,000	12.86	257,200.00	
		LENOVO GROUP LTD	250,000	6.33	1,582,500.00	
		TCL COMMUNICATION TECHNOLOGY HOLDINGS	150,000	3.46	519,000.00	
		ZTE CORP-H	80,000	22.05	1,764,000.00	
		CHINA COMMUNICATIONS RTS	20,000	0.16	3,300.00	

		CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP-H	100,000	3.36	336,000.00	
		CHINA MOBILE LTD	14,000	76.20	1,066,800.00	
		CHINA UNICOM HONG KONG LTD	80,000	14.50	1,160,000.00	
		CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	600,000	2.02	1,212,000.00	
	計	銘柄数：34			25,878,510.00 (257,232,389)	
		組入時価比率：90.5%			100.0%	
	合 計				257,232,389 (257,232,389)	

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	アメリカドル	UBS AG LDN BRC 002024	75,000	102,450.00	
	計	銘柄数：1	75,000	102,450.00 (7,902,993)	
		組入時価比率：2.8%		100.0%	
	合計			7,902,993 (7,902,993)	

(注) 1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「（その他の注記）3.デリバティブ取引関係」に表示しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年2月29日現在）

I 資産総額	259,844,980 円
II 負債総額	738,375 円
III 純資産総額（I－II）	259,106,605 円
IV 発行済数量	268,893,247 口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	0.9636 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

■ 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

■ 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■ 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（平成24年2月末日現在）

(1) 資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

(2) 委託会社の機構

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成24年2月末日現在、当社は、226本の証券投資信託（単位型株式投資信託38本、追加型株式投資信託130本、追加型公社債投資信託16本、親投資信託42本）の運用を行っており、純資産総額は9,766億円（親投資信託を除く。）です。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

前事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期 別 科 目	前事業年度 (平成22年3月31日)			当事業年度 (平成23年3月31日)		
	金 額	構成比		金 額	構成比	
(資 産 の 部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金預金		8,433,767			5,493,082	
有価証券		601,182			3,298,316	
未収委託者報酬		651,706			765,032	
未収運用受託報酬		72,964			22,815	
未収投資助言報酬		—			5,609	
前払費用		17,863			32,820	
未収収益		921			610	

繰延税金資産		111,436			94,045	
その他の流動資産		5,872			24,042	
流動資産合計		9,895,715	82.6		9,736,376	82.3
固定資産						
有形固定資産	*1	111,037	0.9		105,282	0.9
建物	45,976			44,676		
器具備品	65,060			60,606		
無形固定資産		22,170	0.2		10,238	0.1
ソフトウェア	20,047			8,116		
電話加入権	2,122			2,122		
投資その他の資産		1,951,758	16.3		1,981,532	16.7
投資有価証券	916,169			1,294,320		
親会社株式	826,056			583,968		
長期差入保証金	188,714			160,988		
その他	35,328			29,225		
繰延税金資産	—			17,540		
貸倒引当金	△ 14,510			△ 14,510		
投資損失引当金	—			△ 90,000		
固定資産合計		2,084,965	17.4		2,097,053	17.7
資産合計		11,980,680	100.0		11,833,429	100.0

期 別 科 目	前事業年度 (平成22年3月31日)			当事業年度 (平成23年3月31日)		
	金 額	構成比		金 額	構成比	
(負 債 の 部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
預り金		3,740			4,270	
前受運用受託報酬		51			—	
前受投資助言報酬		2,430			2,430	
未払金		331,184			374,934	
未払収益分配金	166			208		
未払償還金	5,577			3,836		
未払手数料	321,636			366,716		
未払事業所税	3,804			4,173		
未払費用		254,102			246,155	
未払法人税等		335,981			148,219	
未払消費税等		51,454			40,942	
賞与引当金		113,080			115,080	
流動負債合計		1,092,026	9.1		932,033	7.9
固定負債						
退職給付引当金		75,242			87,438	
役員退職慰労引当金		31,640			32,870	
資産除去債務		—			10,933	

繰延税金負債		165,618			—	
固定負債合計		272,501	2.2		131,242	1.1
負債合計		1,364,527	11.4		1,063,275	9.0
(純資産の部)						
株主資本						
資本金		1,000,000	8.4		1,000,000	8.5
資本剰余金		566,500	4.7		566,500	4.8
資本準備金	566,500			566,500		
利益剰余金		8,866,581	74.0		9,173,083	77.5
利益準備金	179,830			179,830		
その他利益剰余金						
別途積立金	5,718,662			5,718,662		
繰越利益剰余金	2,968,089			3,274,591		
株主資本合計		10,433,081	87.1		10,739,583	90.8
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金		183,071	1.5		30,570	0.2
評価・換算差額等合計		183,071	1.5		30,570	0.2
純資産合計		10,616,153	88.6		10,770,153	91.0
負債純資産合計		11,980,680	100.0		11,833,429	100.0

(2) 【損益計算書】

期 別 科 目	前事業年度			当事業年度		
	自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日			自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日		
	金 額		百分比	金 額		百分比
営業収益	千円	千円	%	千円	千円	%
委託者報酬		8,470,734	98.8		9,290,792	99.3
運用受託報酬		106,628	1.2		62,807	0.7
営業収益計		8,577,363	100.0		9,353,600	100.0
営業費用						
支払手数料		4,599,088			5,061,926	
広告宣伝費		285,960			190,668	
公告費		4,865			7,416	
受益権管理費		9,546			10,413	
調査費		863,466			1,060,076	
調査費	137,266			162,035		
委託調査費	726,200			898,040		
委託計算費		153,088			186,907	
営業雑経費		323,604			261,180	
通信費	44,807			47,867		
印刷費	269,659			202,785		

協会費	6,780			7,653		
諸会費	2,357			2,873		
営業費用計		6,239,619	72.7		6,778,588	72.5
一般管理費						
給料		953,144			1,058,378	
役員報酬	121,534			117,951		
給料・手当	714,893			840,999		
賞与	116,717			99,428		
交際費		12,140			16,286	
寄付金		17,382			40,819	
旅費交通費		46,184			58,585	
租税公課		19,554			19,373	
不動産賃借料		225,976			214,427	
賞与引当金繰入		113,080			115,080	
退職給付費用		11,939			18,227	
役員退職慰労引当金繰入		5,140			4,720	
固定資産減価償却費		42,456			40,490	
諸経費		308,341			333,694	
一般管理費計		1,755,341	20.5		1,920,083	20.5
営業利益		582,402	6.8		654,927	7.0

期 別 科 目	前事業年度			当事業年度		
	自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日			自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日		
	金 額	百分比		金 額	百分比	
営業外収益	千円	千円	%	千円	千円	%
受取配当金 *1		22,585			24,837	
有価証券利息		12,258			9,996	
受取利息		1,120			1,538	
約款時効収入		16,564			1,762	
未払費用戻入益		19,676			—	
雑益		23,573			3,593	
営業外収益計		95,778	1.1		41,728	0.4
営業外費用						
時効後返還金		3,068			36	
信託財産負担金		14,728			718	
雑損		686			34	
固定資産除却損 *2		—			460	
営業外費用計		18,482	0.2		1,249	0.0
経常利益		659,698	7.7		695,406	7.4

特別利益						
投資有価証券売却益		67,891			2,416	
その他		9,561			—	
特別利益計		77,452	0.9		2,416	0.0
特別損失						
投資有価証券売却損		54,530			1,756	
資産除去債務		—			2,135	
投資有価証券評価損		—			8,385	
ゴルフ会員権評価損		—			6,103	
投資損失引当金繰入		—			90,000	
その他		4,358			—	
特別損失計		58,888	0.7		108,380	1.1
税引前当期純利益		678,262	7.9		589,441	6.3
法人税、住民税及び事業税	336,861			309,731		
法人税等調整額	△49,386	287,475	3.3	△59,792	249,939	2.7
当期純利益		390,787	4.6		339,501	3.6

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
					別途積立金	繰越利益 剰余金					
平成21年3月31日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,610,302	8,508,794	10,075,294	63,395	63,395	10,138,689
当期変動額											
剰余金の配当						△33,000	△33,000	△33,000			△33,000
当期純利益						390,787	390,787	390,787			390,787
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									119,676	119,676	119,676
当期変動額合計						357,787	357,787	357,787	119,676	119,676	477,463
平成22年3月31日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,968,089	8,866,581	10,433,081	183,071	183,071	10,616,153

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
					別途積立 金	繰越利益剰 余金					
平成22年3月31日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,968,089	8,866,581	10,433,081	183,071	183,071	10,616,153
当期変動額											
剰余金の配当						△33,000	△33,000	△33,000			△33,000
当期純利益						339,501	339,501	339,501			339,501

株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									△ 152,501	△ 152,501	△152,501
当期変動額合計						306,501	306,501	306,501	△ 152,501	△ 152,501	154,000
平成23年3月31日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	3,274,591	9,173,083	10,739,583	30,570	30,570	10,770,153

（重要な会計方針）

期 別 項 目	前事業年度 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日	当事業年度 自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資 産直入法により処理し、売却 原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2. 固定資産の減価償却の 方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の とおりです。 建 物 18 年 器具備品 4～5 年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェ アについては、社内における 利用可能期間（3～5年）に 基づき償却しております。	(1) 有形固定資産 同 左 なお、主な耐用年数は以下の とおりです。 建 物 15 年 器具備品 4～6 年 (2) 無形固定資産 同 左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失 に備えるため、一般債権につい ては貸倒実績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権については個別 に回収可能性を勘案し、回収不能 見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同 左

4. その他財務諸表作成のための重要な事項	(2) —	(2) 投資損失引当金 投資先会社への投資に係る損失に備えるため投資先の財政状態等を勘案して、投資有価証券について必要額を計上しております。 (追加情報) 実質価額が低下したものの回復可能性が見込めると判断した投資有価証券について、将来の予測に不確実な要因があるため、財務健全性の観点から投資損失引当金を計上することにしたものであります。なお、当事業年度において、投資損失引当金繰入額90,000千円を特別損失に計上しております。
	(3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。	(3) 賞与引当金 同 左
	(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。	(4) 退職給付引当金 同 左
	(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。	(5) 役員退職慰労引当金 同 左
	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同 左

(財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

前事業年度	当事業年度
自 平成 21年 4月 1 日	自 平成 22年 4月 1 日
至 平成 22年 3月 31 日	至 平成 23年 3月 31 日

—	資産除去債務に関する会計基準等の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益は937千円、税引前当期純利益は3,073千円それぞれ減少しております。
---	--

(表示方法の変更)

前事業年度 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日	当事業年度 自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日
前期まで流動資産の「未収収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益及び流動負債の「前受収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る前受収益は金額的重要性が増したため「未収運用受託報酬」及び「前受運用受託報酬」、「前受投資助言報酬」として区分掲記しております。 なお、前事業年度の流動資産の「未収収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益は16,333千円であり、流動負債の「前受収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る前受収益は66千円であり、前受投資助言報酬の残高はありません。	前期まで営業外費用の「雑損」に含めて表示しておりました固定資産除却損は金額的重要性が増したため「固定資産除却損」として区分掲記しております。 なお、前事業年度の営業外費用の「雑損」に含めて表示しておりました固定資産除却損は654千円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年 3月31日)	当事業年度 (平成23年 3月31日)								
*1. 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>25,922 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>95,992 千円</td></tr> </table>	建物	25,922 千円	器具備品	95,992 千円	*1. 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>35,776 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>108,802 千円</td></tr> </table>	建物	35,776 千円	器具備品	108,802 千円
建物	25,922 千円								
器具備品	95,992 千円								
建物	35,776 千円								
器具備品	108,802 千円								

(損益計算書関係)

前事業年度 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日	当事業年度 自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日				
*1. 関係会社との取引高 <table> <tr> <td>受取配当金</td><td>9,240 千円</td></tr> </table>	受取配当金	9,240 千円	*1. 関係会社との取引高 <table> <tr> <td>受取配当金</td><td>21,965 千円</td></tr> </table>	受取配当金	21,965 千円
受取配当金	9,240 千円				
受取配当金	21,965 千円				
*2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	*2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。				

器具備品	654 千円	器具備品	460 千円
------	--------	------	--------

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

(1) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度	普通株式	825,000 株
当事業年度	普通株式	825,000 株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成21年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年6月25日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月26日
配当の原資	利益剰余金

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度	普通株式	825,000 株
当事業年度	普通株式	825,000 株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成22年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月27日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円

基準日

平成23年3月31日

効力発生日

平成23年6月28日

配当の原資

利益剰余金

(リース取引関係)

前事業年度	当事業年度																
自 平成 21年 4月 1 日	自 平成 22年 4月 1 日																
至 平成 22年 3月 31 日	至 平成 23年 3月 31 日																
所有権移転外ファイナンス・リース取引	同 左																
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。																	
〈借主側〉																	
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																
<table><tr><td></td><td>取得価額相当額</td><td>減価償却累計額相当額</td><td>期末残高相当額</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>千円 467</td><td>千円 430</td><td>千円 36</td></tr></table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	器具備品	千円 467	千円 430	千円 36	<table><tr><td></td><td>取得価額相当額</td><td>減価償却累計額相当額</td><td>期末残高相当額</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>千円 —</td><td>千円 —</td><td>千円 —</td></tr></table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	器具備品	千円 —	千円 —	千円 —
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額														
器具備品	千円 467	千円 430	千円 36														
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額														
器具備品	千円 —	千円 —	千円 —														
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																
1年以内 39 千円	1年以内 — 千円																
1年超 — 千円	1年超 — 千円																
合計 39 千円	合計 — 千円																
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																
支払リース料 286 千円	支払リース料 40 千円																
減価償却費相当額 261 千円	減価償却費相当額 36 千円																
支払利息相当額 6 千円	支払利息相当額 0 千円																
(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同 左																
(5) 利息相当額の算定方法	(5) 利息相当額の算定方法																
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同 左																

(6) 減損損失について リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。	(6) 減損損失について 同 左
--	--------------------------------

(金融商品関係)

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預金	8,433,767	8,433,767	—
(2)有価証券	601,182	601,182	—
(3)未収委託者報酬	651,706	651,706	—
(4)投資有価証券	214,208	214,208	—
(5)親会社株式	826,056	826,026	—
(6)未払金（未払手数料）	321,636	321,636	—
(7)未払法人税等	335,981	335,981	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金預金、(3) 未収委託者報酬、(6) 未払金（未払手数料）、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券、(5) 親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（701,961千円）は市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	8,433,767	—	—	—
未収委託者報酬	651,706	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	601,182	98,830	—	—
合計	9,686,656	98,830	—	—

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケット

リスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預金	5,493,082	5,493,082	—
(2)有価証券	3,298,316	3,298,316	—
(3)未収委託者報酬	765,032	765,032	—
(4)投資有価証券	592,359	592,359	—
(5)親会社株式	583,968	583,968	—
(6)未払金（未払手数料）	366,716	366,716	—
(7)未払法人税等	148,219	148,219	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金預金、（3）未収委託者報酬、（6）未払金（未払手数料）、（7）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券、（4）投資有価証券、（5）親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（701,961千円）は市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	5,493,082	—	—	—
未収委託者報酬	765,032	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	3,298,316	399,387	3,172	—
合計	9,556,432	399,387	3,172	—

（有価証券関係）

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの				
	(1) 株式	920,162	605,961	314,200
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	300,948	299,961	986
	③その他	300,234	299,335	898
	(3) その他	7,687	4,836	2,850
	小計	1,529,031	1,210,095	318,935
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの				
	(1) 株式	13,585	21,060	△7,475
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	98,830	100,000	△1,170
	小計	112,415	121,060	△8,645
	合計	1,641,446	1,331,155	310,290

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	種類	売却額	売却益の 合計額	(単位：千円) 売却損の 合計額
	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	269,681	67,891	54,530
	合計	269,681	67,891	54,530

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの				
	(1) 株式	658,896	605,961	52,934

(2) 債券			
①国債・地方債等	1,798,914	1,798,804	109
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	312,454	305,229	7,224
小計	2,770,265	2,709,995	60,269
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	12,350	12,350	0
(2) 債券			
①国債・地方債等	1,499,402	1,499,484	△82
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	192,627	201,000	△8,372
小計	1,704,379	1,712,834	△8,455
合計	4,474,644	4,422,830	51,813

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

種類	(単位：千円)		
	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	104,550	2,416	1,756
合計	104,550	2,416	1,756

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

当事業年度（平成23年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金	75,242	千円
---------	--------	----

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	7,020	千円
確定拠出年金への掛金拠出額	<u>4,919</u>	千円
退職給付費用	11,939	千円

4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金	87,438	千円
---------	--------	----

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	12,195	千円
確定拠出年金への掛金拠出額	<u>6,031</u>	千円
退職給付費用	18,227	千円

4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日		当事業年度 自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
賞与引当金	46,362 千円	賞与引当金	47,182 千円
退職給付引当金	30,849 千円	退職給付引当金	35,849 千円
役員退職慰労引当金	12,972 千円	役員退職慰労引当金	13,476 千円
ゴルフ会員権評価損	1,230 千円	ゴルフ会員権評価損	3,732 千円

貸倒引当金	5,949 千円	貸倒引当金	5,949 千円
その他有価証券評価差額金	3,544 千円	その他有価証券評価差額金	3,466 千円
投資有価証券評価損	2,977 千円	投資有価証券評価損	3,467 千円
未払広告宣伝費	30,524 千円	未払広告宣伝費	11,910 千円
その他	35,747 千円	投資損失引当金	36,900 千円
繰延税金資産の合計	170,154 千円	資産除去債務	4,482 千円
		その他	35,483 千円
繰延税金負債		繰延税金資産の合計	201,900 千円
負ののれん償却額	93,572 千円		
その他有価証券評価差額金	130,763 千円	繰延税金負債	
繰延税金負債の合計	224,336 千円	負ののれん償却額	62,381千円
繰延税金負債の純額	54,181 千円	その他有価証券評価差額金	24,710 千円
		その他	3,222 千円
		繰延税金負債の合計	90,315 千円
		繰延税金資産の純額	111,585千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。	

(資産除去債務関係)

当事業年度末（平成23年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から31年と見積り、割引率は2.290%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

前事業年度末残高（注）	10,689千円
時の経過による調整額	244千円
当事業年度末残高	10,933千円

（注）当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（1）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているのであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配

分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接2.30%	当社ファンドの募集取扱役員の出向4名	支払手数料の支払（注2）	3,569,410	未払手数料	211,903

（注） 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接2.30%	当社ファンドの募集取扱役員の出向3名	支払手数料の支払（注2）	3,667,811	未払手数料	257,814

（注） 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

（1株当たり情報）

前事業年度 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日		当事業年度 自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日	
1株当たり純資産額	12,868円06銭	1株当たり純資産額	13,054円73銭
1株当たり当期純利益金額	473円68銭	1株当たり当期純利益金額	411円51銭
1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。		1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	当事業年度 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
当期純利益（千円）	390,787	339,501
普通株主に帰属しない金額（千円） （うち利益処分による役員賞与金（千円））	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	390,787	339,501
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000	825,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （平成22年3月31日）	当事業年度 （平成23年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	10,616,153	10,770,153
純資産の部から控除する合計額（千円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	10,616,153	10,770,153
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	825,000	825,000

（重要な後発事象）

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

中間財務諸表

中間貸借対照表

期 別 科 目	第48期中間会計期間 （平成23年9月30日）		
	注記 番号	金 額	構成比
（資 産 の 部）		千円	%
流動資産			
現金及び預金		5,810,023	
有価証券		2,998,520	
未収委託者報酬		696,142	
未収運用受託報酬		14,562	
未収投資助言報酬		13,506	
繰延税金資産		56,052	
その他流動資産		43,101	

流動資産合計		9,631,909	80.5
固定資産			
有形固定資産	* 1	195,070	
無形固定資産		6,459	
投資その他の資産		2,133,616	
投資有価証券		1,967,545	
繰延税金資産		78,772	
その他		191,808	
貸倒引当金		△14,510	
投資損失引当金		△90,000	
固定資産合計		2,335,146	19.5
資産合計		11,967,056	100.0
(負債の部)			
流動負債			
預り金		4,135	
前受運用受託報酬		4,429	
前受投資助言報酬		745	
未払金		332,160	
未払収益分配金		114	
未払償還金		3,815	
未払手数料		326,087	
未払事業所税		2,142	
未払法人税等		172,952	
賞与引当金		88,498	
その他流動負債		277,446	
流動負債合計		880,368	7.3
固定負債			
退職給付引当金		95,731	
役員退職慰労引当金		24,680	
資産除去債務		31,341	
固定負債合計		151,752	1.3
負債合計		1,032,120	8.6
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		1,000,000	8.4
資本剰余金		566,500	4.7
資本準備金		566,500	
利益剰余金		9,403,077	78.6
利益準備金		179,830	
その他利益剰余金		9,223,247	
別途積立金		5,718,662	
繰越利益剰余金		3,504,585	
株主資本合計		10,969,577	91.7
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△34,642	△0.3
評価・換算差額等合計		△34,642	△0.3
純資産合計		10,934,935	91.4
負債・純資産合計		11,967,056	100.0

中間損益計算書

期 別	第48期中間会計期間 自 平成 23年4月 1日 至 平成 23年9月30日		
	注記 番号	金 額	百分比
科 目			
営業収益		千円	%
委託者報酬		4,857,323	
運用受託報酬		27,386	
営業収益計		4,884,709	100.0
営業費用		3,562,352	72.9
一般管理費		947,609	19.4
営業利益		374,748	7.7
営業外収益	※1	66,575	1.3
営業外費用		157	0.0
経常利益		441,165	9.0
特別利益		—	—
特別損失		—	—
税引前中間純利益		441,165	9.0
法人税、住民税及び事業税		156,093	3.2
法人税等調整額		22,077	0.4
中間純利益		262,994	5.4

中間株主資本等変動計算書

第48期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

（単位：千円）

株主資本

資本金

当期首残高	1,000,000
-------	-----------

当中間期変動額	
---------	--

当中間期変動額合計	—
-----------	---

当中間期末残高	1,000,000
---------	-----------

資本剰余金

資本準備金

当期首残高	566,500
-------	---------

当中間期変動額	
---------	--

当中間期変動額合計	—
-----------	---

当中間期末残高	566,500
---------	---------

資本剰余金合計

当期首残高	566,500
-------	---------

当中間期変動額	
---------	--

当中間期変動額合計	—
-----------	---

当中間期末残高	566,500
---------	---------

利益剰余金

利益準備金

当期首残高	179,830
-------	---------

当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	179,830
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	5,718,662
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	5,718,662
繰越利益剰余金	
当期首残高	3,274,591
当中間期変動額	
剰余金の配当	△33,000
中間純利益	262,994
当中間期変動額合計	229,994
当中間期末残高	3,504,585
利益剰余金合計	
当期首残高	9,173,083
当中間期変動額	
剰余金の配当	△33,000
中間純利益	262,994
当中間期変動額合計	229,994
当中間期末残高	9,403,077
株主資本合計	
当期首残高	10,739,583
当中間期変動額	
剰余金の配当	△33,000
中間純利益	262,994
当中間期変動額合計	229,994
当中間期末残高	10,969,577
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	30,570
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△65,212
当中間期変動額合計	△65,212
当中間期末残高	△34,642
評価・換算差額等合計	
当期首残高	30,570
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△65,212
当中間期変動額合計	△65,212
当中間期末残高	△34,642
純資産合計	
当期首残高	10,770,153
当中間期変動額	
剰余金の配当	△33,000
中間純利益	262,994

株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△65,212
当中間期変動額合計	164,781
当中間期末残高	10,934,935

(重要な会計方針)

期 別	第48期中間会計期間 自 平成 23年4月 1日 至 平成 23年9月30日
項 目	
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、原則として総平均法により算定) 時価のないもの …原則として総平均法による原価法ないし償却原価法（定額法）
2. 固定資産の減価償却方法	有形固定資産 定率法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 … 15年 器具備品 … 4 ～ 15年 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しております。

(追加情報)

注記事項

(※1) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は、153,939 千円 であります。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

1.（＊1）営業外収益の主要なもの

有価証券利息	1,993 千円
受取配当金	18,157 千円
受取和解金	44,564 千円

2. 減価償却実施額

有形固定資産	13,226 千円
無形固定資産	3,778 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	825,000株	—	—	825,000株

2. 配当に関する事項

平成23年6月27日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月28日

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	5,810,023	5,810,023	—
(2)有価証券	2,998,520	2,998,520	—
(3)未収委託者報酬	696,142	696,142	—
(4)投資有価証券	1,265,584	1,265,584	—
(5)未払金（未払手数料）	326,087	326,087	—
(6)未払法人税等	172,952	172,952	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬、(5)未払金（未払手数料）、(6)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表

する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（701,961千円）は市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成23年9月30日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対 照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）株式	—	—	—
	（2）債券			
	①国債・地方債等	2,698,811	2,698,533	277
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（3）その他	211,317	202,226	9,091
	小計	2,910,128	2,900,759	9,369
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）株式	566,408	618,311	△51,903
	（2）債券			
	①国債・地方債等	299,709	299,727	△17
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（3）その他	487,858	504,022	△16,163
	小計	1,353,976	1,422,061	△68,084
	合計	4,264,105	4,322,820	△58,715

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（平成23年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（平成23年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

1. 当中間会計期間末における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首	10,933千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	20,282千円
時の経過による調整額	125千円
当中間会計期間末残高	31,341千円

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

1株当たり純資産額	13,254円47銭
-----------	------------

1株当たり中間純利益金額	318円78銭
--------------	---------

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額（千円）	10,934,935
---------------	------------

純資産の部から控除する合計額（千円）	—
--------------------	---

普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	10,934,935
----------------------	------------

1株当たり純資産額の算定上に用いられた	825,000
---------------------	---------

中間期末の普通株式の数（株）	
----------------	--

1 株当たり中間純利益算定上の基礎

中間純利益金額（千円）	262,994
うち普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	262,994
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

株式会社りそな銀行

① 資本金の額

平成23年9月末日現在、279,928百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」

名称	資本金の額（百万円） 平成23年9月末日現在	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937	
三縁証券株式会社	150	
静岡東海証券株式会社	600	
荘内証券株式会社	100	
ニュース証券株式会社	877	
丸福証券株式会社	852	
楽天証券株式会社	7,495	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社愛媛銀行	19,078	

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 投資信託財産の保管、管理及び計算
- ② 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 受益権の募集の取扱い
- ② 収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い
- ③ 投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い
- ④ 解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

委託会社は、三縁証券株式会社の株式を98,000株（持株比率6.09%）保有しています。

委託会社は、丸福証券株式会社の株式を440,000株（持株比率6.29%）保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る以下の金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を関東財務局長宛に提出しております。

平成23年10月13日 有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成24年3月1日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員

業務執行社員

公認会計士

鈴木基仁 印

指定社員

業務執行社員

公認会計士

助川正文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「中国インフラ・内需関連株式オープン」の平成23年7月21日から平成24年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「中国インフラ・内需関連株式オープン」の平成24年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月27日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 助川 正文^⑨指定社員 業務執行社員 公認会計士 宝金 正典^⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 助川 正文^⑩

指定社員 業務執行社員 公認会計士 宝金 正典^⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第48期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野 定 夫 ㊞

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川 正文 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。